

こども大綱における基本的な方針について

こども施策の立案・実施に当たって踏まえるべき基本的な共通事項 (こども基本法等の記載)

○こども基本法

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

○こども政策の推進に係る有識者会議 第2次報告書

- (1) こども・若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の視点に立って考えること
- (2) こどもや若者のライフステージに応じて切れ目なく対応していくこと
- (3) 全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こどもや若者の現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにすること
- (4) 結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望を叶えるようにすること
- (5) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視すること

※委員からいただいた御意見を、なるべく原文に近い形でまとめたもの。

委員からの御意見

(1)「こども・若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の視点に立って考えること」について

- 第2次報告書の表現では、当事者を含んだニュアンスになっていないと感じる。「こども・若者、子育て当事者の視点を大切にし、その声を聞きながらともに考えていくこと」という表現のほうがよい。
- 「子育て【家庭】」という言葉を追加した方がよいのではないか。「こども基本法」の基本理念に、「家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに」と記されているので、これに対応した表現にすることがよいかと考えられる。こども大綱においても、その基本的な共通事項に子育て家庭という言葉がないと、こどもを育てている・支えている「家庭」を(も)支えるという視点が弱くなってしまうことが懸念される。
- 日本国憲法、児童の権利条約の精神にのっとり、基本的人権と子どもの権利の保障の観点を基底に置くこと。
- 社会の子ども・子育てに関わるあらゆる場面で、子ども・子育て当事者の意見表明権と参加の権利が保障されること。特に子どもに関する決定に際しては、当該子どもの意見表明と応答の機会が確保されること。また施策の立案・実施、評価と見直しにあたって、こども・子育て当事者の参加が保障され、意見が尊重されること。
- 社会の持続性には子どもの養育を含む「ケア」が不可欠であることに鑑み、個人がケア役割を負うことで不利や制約を受けることが無いよう、施策の立案・実施に際して考慮すること。
- 希望する人の視点にしか立てないように取れる。「全てのこども・若者の声を聴き入れることで、当事者の声を聴きながら共に考えていく」などの表現が良いのではないか。

委員からの御意見

(2)「こどもや若者のライフステージに応じて切れ目なく対応していくこと」について

- ライフステージという「縦」(乳幼児期～大人になるまで)のつながりだけでなく、「横」(家庭、学校、地域)のつながりも重要。縦横連携の視点を加えた表現として、「こどもや若者のライフステージに応じ、縦横連携による切れ目のない対応を行っていくこと」という表現のほうがいいのではないか。こども施策を進めるに当たっては、学校や教育委員会をはじめ、青少年教育に携わる施設や団体、こども・若者の支援を行う施設や団体等との連携・協働という視点は欠かすことができない。
- 「ライフステージに応じて切れ目なく、すべてのこども・若者および子育て家庭に対応していくこと」という文言に直してはどうか。ここで政策的にライフステージに応じて対応される対象には、こどもや若者のみではなく、彼らを育てている家庭も含まれる。
- こどもの年齢による施策、支援の分断を防ぎ、連続性を確保すること。

委員からの御意見

(3)「全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こどもや若者の現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにすること」について

- 全てのこどもに対し、憲法やこどもの権利条約に定める権利を保障し、こども基本法第3条に定める基本理念を全うするためには、こども大綱においてこどもを「権利の主体」として明記し、権利に基づくアプローチによって、こどもの尊厳、生命、生存、ウェルビーイング、健康、発達、参加及び非差別を実現する施策を立案・決定・実施していくことが必要。
- すべての施策・支援活動は、個人の尊厳を守る方法で実施されるべきこと。
- 現在、いじめや虐待、性暴力や誘拐等の犯罪被害といった生命や権利が脅かされる深刻な状況にあることや、個性や価値観等が受け入れられず生きづらさを感じているこども・若者がいることを踏まえると、全てのこども・若者が安全で安心して暮らしていける環境を整えることは大切な視点。「個人の尊厳が守られ、全てのこども・若者が安全で安心して暮らすことができるようにすること」を追記してもいいのではないか。
- 全体的に健康なこどもを対象としているように思えた。障がいを持ったこどもや施設で育つこどもはどうか。
- 障害の有無、性、人種・民族的背景、国籍、使用言語、文化的背景などの多様性を尊重すると同時に、これらによる差別、不利を容認しないこと。
- 誰もが周縁化されない、あるいは多様性の尊重は盛り込まれても良いのではないか。
- タイムトレンドからみた継続的な保障だけでなく、育ちや成長における多様性への対応を追記してはどうか。具体的には、第一に、多様な個人のニーズや育ちに対応する観点が必要。第二に、ライフコースの多様性を受け入れる社会の実現という観点、例えば、学びの空白ややり直し、試行錯誤をより積極的に許容する社会の実現に繋がる観点も必要。
- もう少しインクルージョンやジェンダー平等の視点があると良い。「こどもや若者の現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、インクルーシブな思想を社会全体に広げていく」等、施策だけではなく社会全体をインクルーシブにしていく必要がある。
- 性別(男・女・LGBTQ+)による生きづらさを無くすことをど真ん中に据えてほしい。乳幼児期から大人に至るまでの全ての段階でジェンダーの視点が大切にされること。
- すべての施策の立案・実施に際して、ジェンダー平等を促進する方向が取られること。
- 貧困は個人の選択可能性を制約し、社会の持続性を損ねることに鑑み、すべての施策の立案、実施に際して、貧困およびその影響を緩和する方向が取られること。
- すべての施策の立案・実施に際して、前提となる個人像を疾病、障害、経済的困窮、暴力被害、就労やケア負担による時間的制約等、何らかの不利・脆弱性に直面する個人と想定し、そうした不利・脆弱性に関わらずアクセス・利用可能なものとする。

委員からの御意見

(4)「結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望を叶えるようにすること」について

- 結婚や子育ては個人の選択・価値観を押し付けない
 - ・ 「成育環境や養育環境」への期待が、子育てに対する「あるべき論」や子育て世代の負担感の増幅、さらにはこどもの幸福に反する事態や少子化につながらないように、十分に留意する必要がある。
 - ・ 個々の事情により結婚・子育てを望まない若者も一定数いることから、その思いを踏まえた内容を入れておく必要がある。
 - ・ 結婚や子育てに関して当事者にプレッシャーを与えない方針策定の必要性。
 - ・ 第2次報告書では「国や社会の都合で、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりしてはならない」とも記載されているが、自分がヒアリングした中には、特に大学生世代の女性からは、現在の共通事項を見て結婚や子育てに関してプレッシャーを感じるという意見もあった。国の方針やスローガンと現実にギャップがある可能性などを検討し、国民が本当に子育てしやすいと実感するためには、当事者の意見を構造的に収集しながら環境整備の議論を進める必要がある。
 - ・ 恋愛、結婚、妊娠・出産、子育てなどどう生きていくかは個人の自由な意思決定であるため、プレッシャーを与えたり、生きづらさを与えない方針を策定する必要がある。
 - ・ 結婚やこどもに対する多様な価値観を尊重し、多様な選択ができることを目指すことが必要。
 - ・ 結婚し、こどもを持つことを強要しているように感じる。夫婦別姓を希望している人、こどもを望んでいるがこどもが生まれなかった人への配慮が入っていない。「結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望を叶えるようにあらゆる選択を可能にすること。また自己の選択を否定しない社会にすること」というように、インクルーシブな思想を入れるべき。
- 若者の視点
 - ・ 「こどもまんなか社会」の枠組みで少子化対策を考えることは、こども大綱の目標である「常にこども若者の最善の利益を第一に考え、こども若者に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える」という考え方に合致している。少子化によって引き起こされる課題は将来的にこども若者の課題になり得るが、こどもまんなか社会の視点からは、現代を生きるこども若者の最善の利益を確保しながら、少子化対策を考えることが重要。そのためにはこども若者とともに意見やニーズを踏まえた対策を検討する必要がある。
 - ・ こどもが大人や家族と当たり前に信頼関係を築けることを重視するべきではないか。それが自然と次世代の親世代が家族を持つことにつながると考える。

委員からの御意見

○ 若者の視点(続き)

- ・ 少子化対策を考えるうえで、結婚や妊娠以前の人たちが効果を実感できる政策が必要であり、若者とともに意見やニーズを踏まえた対策を検討する必要がある。大人が調査などから若者のニーズを検討するのではなく、若者から細かく意見を聞くことが重要である。

○ 家族のあり方の多様化

- ・ 「結婚、妊娠・出産」という表現を、例えば「家族形成、子どもを持つこと」に変更してはどうか。「結婚」は一般的に法律婚を想起させるが、現実には事実婚、同性婚を含む多様な形態がある。また子どもの養育は、妊娠・出産以外にも、養子縁組、里親委託など多様な形があり、パートナーを持たない単身での子育てもある。これらは全体の中では少数であるが、多様性の尊重の観点から今後の社会の方向として重要だと考える。
- ・ 多様な家族のあり方を想像すれば、「結婚」が必ずしも「子育て」とセットにならない場合もある。現状、未婚化・晩婚化が少子化の要因になっていることは承知しているが、大綱において「結婚」をどう位置付けるかについては、今一度議論が必要。
- ・ 結婚については、法律婚にとどまらず、多様な婚姻の形を模索検討すべきであることも加筆する必要がある。
- ・ 家族の在り方の多様化を認めるための制度上の整備が現時点では難しいとしても、理念上はこのすべてが選択できる社会ということが分かる表現にしないと、若者はこの文章を見るだけで息苦しさを感ずる。

○ 就労に関する視点

- ・ 結婚・子育てに対する不安として経済的な理由を挙げることが多いことから、就労に対する視点を加え、「就労や結婚、子育てに希望を持つことができ、将来、豊かな生活や充実した人生を送れるようにすること」とした表現にしてもよいのではないか。

○ 固定的性別役割分担等の視点

- ・ 「固定的性別役割分担意識」の問題は諸外国でも、女性活躍・男女共同参画社会の阻害要因として取り上げられているものでもあり、あらためて基本方針の中にも位置付けられてもよいと感じる。
- ・ こどもを持つ当事者の意欲を奪う社会的要因を明示することが必要。高度成長期に主に男性が担ってきた長時間労働に女性が参画することを前提とした一方、家庭の性的役割分業が脱却できず、女性の負担感とキャリアの断絶、経済的コストの増大が、出産の意欲を削ぐ阻害要因になっている。こどもを産み育てることが親、特に母親にとってリスクとなる社会から脱却する社会変革が求められる。特に育児休業後も同じ条件で仕事を続けられること、育児時間を確保しながらキャリアを継続できることの保障は、安心してこどもを産み育てる希望を叶える基盤となる。

委員からの御意見

(5)「施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視すること」について

- 「地域でこども・若者や子育てへの支援に取り組む団体、若者が主体となって活動する団体など、」に「地域で青少年教育に取り組む団体」も加えていただきたい。
- 国と地方自治体の責任の所在を、より明示することが必要。すべてのこどもが等しく、幸せな育ちの環境が守られるために、こども施策の立案と決定はこども家庭庁を中心とする国の責任であること。こども施策の遂行の担い手は地方自治体であること。加えて、こども施策の遂行による利益を、こども・若者・子育て当事者が実質的に享受できているかを評価監視し、検証し、救済できることが必要。
- 専門機関や行政だけでなく若者との連携が必要。
- 連携をすることは当たり前で、連携をした上での「アウトカムを意識する」等入れていく必要がある。「施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を行い、その課題の解決やアウトカムを重視すること」と記載する必要がある。また各個別の課題に対して、どのように解決していくのか、アウトカムをしっかりと設定した上でEBPMを重視することが必要。

(6)その他

- 全体的に「固定的な価値観や選択肢」、インクルーシブではない内容に受け取れて、これを見た若い世代は「自分達目線で書かれていない、自分達の状態は理解されていない」と感じる。「結婚をして出産をするもの」「家庭は愛にあふれているもの」という固定概念が強い点がとても気になる。

個別施策について

○(1) 関連

- 子育て当事者や保育者、教育者が、こどもの権利と発達を理解し、こどもとの対話のあり方や、好奇心や探究心の育て方を学ぶ場を設けること。また、それを可能とする精神的・時間的余裕をもたらす支援を確保すること。
- こども大綱の整備にあたっては、こども自身の声を連続的・段階的に聴き取る仕組みの整備にも言及したい。具体的には、自治体レベルで既に設置されているこども当事者による団体、こども支援団体、こどもの権利擁護機関と連携しながら、国の施策に声を反映させていく仕組みの構築を検討していく必要がある。実際に行政サービスを利用する際にもこども若者の声を基に行政が支援を展開していくことが、こどもの権利擁護や意見表明機会の確保にとって非常に重要。
- すべてのこども若者が自らの意見を獲得するためには、学校や地域、特に家庭内で日常的に「声を出しやすい状況があり、出した声が尊重され、何らかの形で反映される」機会を増やす必要がある。中高生の多くが社会的な活動をする際に「大人の許可が必要だ」「活動を反対されたらどうしよう」といった不信感を抱いている様子を見た。こども若者を学校、地域、家庭で支える大人側の「意見を聴き、何らかのアクションを起こす姿勢」がこども若者の意見表明機会の確保するために重要。
- こどもが自らの意思を表明し、自己決定権を育て、周囲に影響を与えることを経験できるよう、こどもの権利について自らが学ぶ機会を、幼児期から保育や公教育課程の中で継続的に設けること。その際、自らの権利としての性とジェンダーについて学ぶ機会を公教育課程の中で確保し、性の搾取から自らの権利を守る教育を行うこと。同時に、みずからの権利でなく他者の権利も尊重し、合意形成を図る民主主義教育を、幼児期から保育・公教育の中で学ぶことを保障すること。
- こどもが意見を持つことができるようになるためには、「意見形成への支援」では不十分。乳幼児期から学童期、青年期を通じて、家庭や保育・教育の場の中で、こどもの考えやアイデア、好奇心、探究心を育てるように対話を図るなど、保育者、保護者、教育者が日常的にこどもとの関わり方を変えていく必要がある。大人の側がそのスキルを育てるためのトレーニングや情報提供の機会を設け、また人員や報酬を確保し、適切な保育・養育教育活動を支えることが、こども家庭庁の主導で成される必要がある。こうした取組が、不適切な保育や虐待や体罰、いじめの予防にも寄与する。

委員からの御意見

- こども施策の立案・決定・実施において、こどもの意見が聞かれ、かつ尊重されて「こども参加」が保障されることが重要。こどもの意見表明機会の確保及びこどもの意見の尊重については、形式的にこどもの意見を聴取するのではなく、こどもが効果的に参加できるよう、分かりやすい情報提供やフィードバックといった制度設計やこどもの意見形成支援が必要。また、多様な要因によって声を挙げにくいこどもの声を聴けるよう、地方自治体に条例に基づき設置されている、こどもの相談・救済機関の拡充を含めた制度設計も併せて検討されるべき。
- 声をあげられない・あげないこども若者の意見表明方法の議論が必要。第2次報告書の中に「声を挙げにくいこども・若者について十分な配慮が必要である」との記載があるがその具体的な方法について深掘りする必要がある。現在、すべてのこども若者が何かしらの表明できる「声(意見)」を持っているという前提で議論が進められているが、こども若者本人が自らの内在する「声(意見)」に気づいていない場合には、どのようにして意見を形成・表明させるかという視点も重要。
- こども自身が自分が権利主体であることを知るとともに、権利行使ができるよう、こどもの権利に関する啓発や教育が促進されるべき。
- 学校内でのこどもの権利の保障はもちろん、意見反映や参画の施策を進めていくことにも取り組んでほしい。
- こども、若者の声の反映、当事者の意見の反映方法を検討する必要があるのではないか。例えば、当事者や当事者OBが施策をチェックする仕組みを持っている国もある。

○(2)関連

- 子育て当事者が、支援をプッシュ式で、かつワンストップで得られる窓口を、全国で格差なく設ける、義務化が必要。
- 「出産前からのバース・ケアプラン」や、学生時代からの子育て体験プログラム・アンコンシャスバイアスの払拭の機会を学校教育に入れ込むことが重要。
- ライフステージに応じて切れ目なく対応するために、常にこどもの側にたち、権利の擁護と救済の窓口となる組織を地域に設けることを、全国で格差なく推進する、義務化が必要。
- 切れ目なく対応するだけでは弱い。今でも切れ目のない「メニュー」はあるにも関わらず、切れ目がある。切れ目が無くなるようにするには、仕組みや見える化が重要で且つ、アウトカムを出す必要がある。「子どもや若者のライフステージに応じて切れ目なく連携して対応していく事で、成果を出していく」や、「子どもや若者のライフステージに応じて切れ目なく連携して対応していき、それが見える化される」という形にする必要がある。
- 保育と教育の統合を目指すこと。DXを活用し、個々のこどもへの一貫した支援を可能にすることも目指す必要。
- 学童期、思春期に生活の大半を過ごす場所である学校の役割は極めて大きい。学校に福祉や保健、心理の専門性を定着させ、チームとして機能していけるような体制づくりを提案する。各学校に常勤のソーシャルワーカーを置き、在籍するすべての子どもについての、経済的、家庭的、医療福祉的問題を把握し継続的に対応してもらえば、学年が進み担任が変わっても、子どもに関する情報は学校ソーシャルワーカーが把握しているので抜け落ちることはなくなる。
- これからの多様な変革(日常生活の危機)に満ちた新しい時代に立ち向かい、社会の一成員としての「大人としての自覚」を紡ぎ、その知恵を体得し行動できる人間づくりが、これからの社会では必要とされると思われる。このため、発展段階に即し意図的計画的に危機遭遇場面をデザインした「各種危機体験型安全教育」の制度的実現を進める。この危機体験型安全教育では、様々な危機に関して幼児から高校・大学まで学ぶことができ、また保護者の体験教育も可能である。そこでは、今後増大すると見込まれる大量の流入外国人子弟も、日本の一成人として維持発展させるための安全安心生活ルールを共に学びあうことができる。諸外国では、すでに市民教育などのなかで体験施設を用い安全教育を体験的に行っている。なお、危機問題の諸相をつかみ対応策をはかるためにもコーホート調査等必要である。

○(3)関連

- 貧困家庭の子どもたちの環境で重点を置いて解決すべき点が3つある。
 - ①経済的な面で、親が働けなかったり、ひとり親家庭で親が正規雇用などで働くことが難しかったりすることから、将来の職業を考えると、選択肢が少ない。子どもが学校に行きながら自分の家庭の生計を立てている場合も少なくない。経済的な支援があれば、貧困家庭の子どもたちも自分の学びたいことを学べたり、自分の将来のことを考えられたりするようになるのではないか。
 - ②情報格差があり、社会にある支援を知らない子どもたちがたくさんいる。学校で必要な支援を学べるわけでもなく、調べるといっても考えられずに目の前の生活をするに精一杯の子どもたちに、必要な情報を届けなければいけないのではないか。
 - ③相談する場所が身近にない、あったとしてもどこに相談すれば分からず、うまく支援にたどりつけないことがある。1つでも相談できる場所があれば、より早く支援にたどりつけ、1人で抱え込む子どもも少なくなるのではないか。
- 貧困家庭といっても、困りごとの内容や支援方法は様々。大勢を救う支援や制度は必要だと考えるが、1人1人の困りごと、必要な支援の内容、程度はそれぞれで違うので、1人1人の背景を見てほしい。
- 「子どもや若者が全国どこにいても必要な支援が受けられる環境」については、支援だけでなく教育も入れ、子どもを主体として「全国どこにいても子どもや若者が望む教育や支援が受けられる環境」とした表現がいいのではないか。
- 格差解消には保育と公教育の充実が欠かせない。すべての子どもが等しく、良質な保育と公教育を無料に近い形で享受できることが重要で、すべての自治体に、その受け皿の整備を義務付けることを検討すべき。表出した課題への対応という行政側の視点ではなく、子どもの権利擁護の視点から格差解消を捉えることが必要。また、受験競争の加熱によって教育虐待と呼ばれる子どもの権利侵害が起きている現状も踏まえ、公教育の充実により、公教育のみで十二分に選抜ができる大学入試のあり方を検討することが必要。
- 少子化であることから保育者や教員の増員が図られにくいいため、保育や教育現場の時間的・精神的な余裕がなくなり、不適切な保育・養育教育活動が増加している可能性についても検証と改善が必要である。
- 特定世代の子ども・若者が深刻な影響を受けた問題という、よりマクロ的な部分に踏み込むこともあり得るように思う。例えば、コロナ下での学校生活で子どもが被った影響や「氷河期世代」の問題など。将来的な他の大きな災害や経済社会の環境変化の可能性も含めて考えれば、そうしたリスクが生じた世代の子ども・若者の状態を注視し、サポートの必要性をいち早く判断することも重要。
- 少子化が30年以上に渡り継続することにより、この過程で生まれ育った子どもたちの発達への影響を検証する必要もある。社会的に少数者であることにより、発育に必要な自由な遊び場の減少。失敗の機会損失と、受験競争の激化、自発性や意見尊重の機会の損失の可能性。

○(4)関連

- 小学校低学年から段階に応じて、児童生徒たちに性教育を実施すべき。結婚や子育ては、他ならない「性」に関わる、人生の大事業。性的に傷つくことで、結婚、妊娠、子育てを体験していく際にも、通常よりも多くの困難や苦悩を伴うこととなり、虐待や墜落分娩などに繋がる場合もある。将来に渡って大変な影響を与え、人生そのものを変えてしまいかねない。性教育なしに、若者に対して結婚・妊娠を強く勧めるのでは、あたかも若者を「子どもを産む機械」とでも見なしているのではないかと勘繰られてしまう。
- 家族の在り方の多様化を認めていく動きをしてほしい。選択的夫婦別姓、事実婚、結婚をしないで子どもが生まれた際の保障、同性婚、パートナーを持たずに子どもをもつこと、養子縁組など。
- 出産・子育てしやすいように「産婦人科・小児科」に対する支援を行う。①妊娠前・妊娠期・出産を支援する医療機関としての「産婦人科」の経営を支える仕組みを用意する必要がある。②子育て期を支援する「小児科」の経営を支える仕組みを用意する必要がある。
- リプロダクティブ・ヘルス(ライツ)という視点が必要。①「こども家庭センター」で「リプロダクティブ・ヘルス」に関する学びの機会を用意する。②「こども家庭センター」に「助産師」を配置し、身近な地域において、学校などに派遣して小学生から大学生までの一貫したリプロダクティブ・ヘルスについての学びを継続的に受けられるようにすると共に、妊娠前から妊娠期のサポートを受けられるようにする。また、出産後のケアについても継続して担当していただく。

○(5)関連

- 行政部内のデータ連携について検討する際には、標準的なデータ連携のモデルを示すことで、各自治体における作業が進みやすい仕組みをこども家庭庁として用意する必要がある。数値データだけではなく、自然言語などのデータについてもデータ連携の対象として意識しておく必要がある。「児童相談所」と「こども家庭センター」、「保育所・学校」と「こども家庭センター」とのデータ連携は特に早く実現する必要がある。

○EBPMについて

- エビデンスや研究成果を考える以上に、そもそも根拠を示せる(生み出せる)仕組み作りにも目を向けても良いのではないか。
- 意見を述べることができ、それを施策に反映させ、フィードバックすることに加え、実施された施策に対する「評価」に関わることができる視点が入っているとよい。
- 支援策が本当に必要な当事者に届いているのかを確認できるようなルール作りがあるといいのではないか。
- こども施策の効果をエビデンスに基づき推進するため、短期的・中期的の両面において、その効果を点検・評価・公表することの必要性については、2次報告書にも言及されているところであり賛成。ただし、こどもの施策については、国際的には「こどもの権利影響評価」として、こどもに影響を及ぼす全ての法律、施策、予算配分等において子どもの「最善の利益」が優先的に考慮されているかという観点から事前評価により予測し、継続的プロセスにより事後評価して検証することが推奨されているところ、こども大綱においても「こどもの権利影響評価」を取り入れるべきである。こどもに直接または間接に影響を及ぼすこどもの施策の多くは、地方自治体によって実施される場所、国・地方自治体が、民間団体の知見も得ながら、互いに協力して「こどもの権利影響評価」の具体的指標を策定し、こどもの権利保障をモニタリングする仕組みを構築するべきである。
- こども家庭審議会を活用する、あるいはこどもコミッショナー、オンブズマンなど第三者機関の創設を検討することが必要。その際評価の基準は、支援相談件数の増加等の行政側の指標ではなく、受益者の満足度で測られることが重要で、その検証結果をもとに、こども施策を迅速に改善することは国の責務であることを明示する必要がある。

○早期対応と迅速性

- 施策について、総合性だけでなく、早期対応と迅速性にも留意すべき。こども・若者の問題を、その萌芽段階からいち早く学校が察知し、専門機関とともに問題解決を図るという対応は問題の深刻化を防止する上で有効。また、有効だと思われる施策はできるだけ迅速に実施すべき。

(1)こども・若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の視点に立って考えること

こども基本法においては、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保やこどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、国や地方自治体に対し、こども施策の策定等に当たって、こどもや子育て当事者等の意見の反映に係る措置を講ずることが義務付けられている。

こども・若者が、社会や保護者の支えを受けながら、意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体として、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明し、社会に参画することができること、その上で、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、こども・若者の意見が年齢や発達の程度に応じて尊重されることが、極めて重要である。こどもや若者が、自らの将来を選択でき、希望と意欲に応じて将来を切り拓いていけるよう、「こどものために」だけではなく「こどもとともに」という姿勢が求められる。

こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるためには、意見を持つことができるようになることが前提であり、意見形成への支援が重要である。また、虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー、社会的養護、障害、非行、経済的困窮などをはじめ、困難な状況に置かれたこども・若者や低年齢のこどもなど、声を挙げにくいこども・若者について十分な配慮が必要である。

こどもまんなかフォーラム等を通じて、こども・若者や子育て当事者から意見を聴き、新たな気づきや示唆を多く得たように、こども家庭庁を中心に、こどもや若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者が安心して意見を述べる場や機会を作り、その意見を施策に反映させ、どのように施策に反映されたかをフィードバックし社会全体に広く発信することにより、施策の質を向上させるとともに、こどもや若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の更なる意見の表明・参画に繋がるような好循環をつくるべきである。また、地方自治体における取組を促進すべきである。

(2) こどもや若者のライフステージに応じて切れ目なく対応していくこと

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになり、やがて、自らも結婚や子育ての当事者世代となる。そのプロセスにおいて必要となる支援は、その局面や当事者が置かれた状況によって様々である。

それぞれのこどもや若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、成人期への移行期にある若者が円滑な社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支えていかなければならない。全てのこどもや若者が、どのようなライフスタイルを選択しても、将来にわたる展望を描けるような環境を整えていくことが必要である。

また、「子育て」とは、こどもが乳幼児期の時だけのものではなく、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまで続くものである。こうした認識の下、ライフステージを通じて社会全体で子育てを支えるべきである。そして、子育てを社会全体で切れ目なく支えていく環境が整備されることは、若い世代にとって、子育てに安心感を持つことにつながり、ひいては、将来の結婚、あるいは、こどもを産むことや育てることといった、結婚や子育てに希望を見出せることにもつながると考えられる。

(3) 全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こどもや若者の現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにすること

全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重しながら、安心して安全に過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、自分らしく尊厳をもって社会生活を円滑に営むことができるよう、社会全体で支えていくことが必要である。その際には、こどもや若者の幸福(Well-being)を「身体」・「心」・「社会(環境)」の観点から多角的に考えていくことが重要である。また、こどもや若者が全国どこにいても必要な支援が受けられる環境を整えることが重要であり、国と地方自治体が適切な役割分担の下で密接に連携しながら、地域間で格差が広がらないように留意しつつ、地域の実情を踏まえ、きめ細かく取り組むことが求められる。

こうした全てのこども・若者への対応を基盤として、困難を抱えるこども・若者や家庭の支援ニーズにきめ細かく対応していかなければならない。こどもや若者の現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることがあってはならない。こどもの貧困、虐待、いじめ、不登校、非行、自殺をはじめ、こどもや若者が抱える困難や課題は様々な要因が複合的に重なり合って表出する。表出している課題への対処だけでなく、保護者への支援をはじめとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的なアプローチが重要である。

(4) 結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望を叶えるようにすること

経済的な不安定さや長時間労働、出会いの機会の減少、男女共に仕事と子育ての両立が難しいこと、家事・育児の負担が依然として女性に偏っていること、年齢や健康上の理由など、個々人の結婚や妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因を一つ一つ取り除き、若者や結婚・子育てを希望する方や子育て当事者が、家庭や子育てに夢を持ち、安心してこどもを産み、育てることができ、子育てに伴う喜びを実感できる社会づくりを進め、少子化を克服していかなければならない。

少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化と有配偶出生率の低下であり、特に未婚化・晩婚化の影響が大きいと言われている。また、不妊の検査や治療経験がある夫婦の割合も増加している。妊娠後やこどもが産まれた後の支援に加えて、若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできる環境の整備、結婚の希望がかなうような環境整備、これから妊娠を希望する方への支援など、より広いライフステージに応じた支援をしていくという視点が必要である。もちろん、国や社会の都合で、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりしてはならない。若者や結婚・子育てを希望する方や子育て当事者が、結婚や子育てに希望を持てるようにし、その希望をかなえるという姿勢が基本である。これから産まれてくるこども、今を生きているこども、結婚や子育てを希望する方や子育て当事者を真ん中に据えること、また、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の意見に耳を傾け、施策に反映させていくことが求められる。

(5) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視すること

こども家庭庁は、こども大綱を基に、こども政策推進会議やこども家庭審議会を活用し、制度や組織による縦割りの壁を克服し関係省庁間で横の連携を密に行いつつ、政府全体のこども施策を強力に推進していかなければならない。その上で、必要に応じて関係省庁に対し勧告権を行使することも含め、リーダーシップを発揮することが求められている。

こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方自治体である。国は、地方自治体と密接に連携しながら、現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し必要に応じて制度化するとともに、地域の実情を踏まえつつ、国と地方自治体の視点を共有しながら、こども施策を推進していくことが重要である。

地域でこども・若者や子育てへの支援に取り組む団体、若者が主体となって活動する団体など、こどもや若者にかかわる様々な団体の協力なくして、こども・若者を支えていくことはできない。これらの共助を行政が支えていくことが重要である。

国際機関や国際社会における様々な取組との連携も重要である。児童の権利に関する条約を引き続き遵守し、同条約に基づいて設置された児童の権利委員会やOECDなどの取組、G7やG20における議論などを踏まえ、こどもや若者に関する国内施策を推進するとともに、国際的な取組に貢献していくべきである。